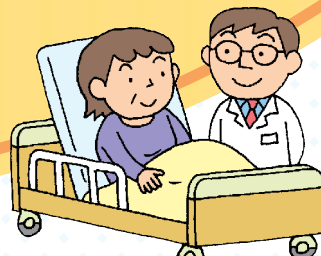


令和8年8月 から

高額療養費制度が

見直されました



▶ 高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

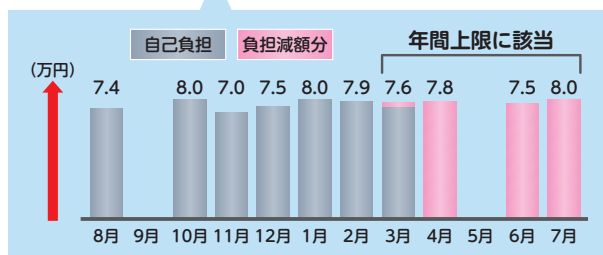
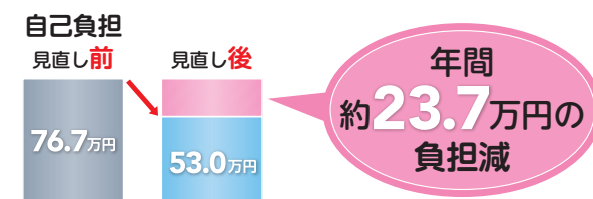
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方（区分ウ）



ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

- 多数回該当
直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。
- 外来特例（70歳以上で現役並み以外の方）
外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

上限額は所得等に応じて異なります。詳細は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

▶ お問合せはご加入の保険者まで

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- 国民健康保険組合
- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村（国民健康保険担当、後期高齢者医療担当）

なお、今回の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター ☎0120-617-111 にお願ひします。

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時
（日曜日・祝日・年末年始は休業）
※運用期間：令和8年7月～令和9年3月

詳しくは
こちらから▶



高額療養費制度の上限額

(令和8年8月から令和9年7月まで)

※高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。

下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

70歳未満の人の自己負担限度額 (月額)

所得区分	3回目まで	4回目以降	年間上限
(ア) 基礎控除後の所得 901万円超	270,300円 + (総医療費 - 901,000円) × 1%	140,100円	168万円
(イ) 基礎控除後の所得 600万円超901万円以下	179,100円 + (総医療費 - 597,000円) × 1%	93,000円	111万円
(ウ) 基礎控除後の所得 210万円超600万円以下	85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1%	44,400円	53万円
(エ) 基礎控除後の所得 210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	61,500円	44,400円	53万円※
(オ) 住民税非課税世帯	36,900円	24,600円	29万円

※年収約200万円未満であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額 (月額)

所得区分	外来 (個人単位) A	外来+入院 (世帯単位) B	年間上限
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	270,300円 + (総医療費 - 901,000円) × 1% [4回目以降 140,100円]		168万円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	179,100円 + (総医療費 - 597,000円) × 1% [4回目以降 93,000円]		111万円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1% [4回目以降 44,400円]		53万円
一般 (課税所得145万円未満等)	22,000円 外来年間上限は216,000円	61,500円 B の4回目以降44,400円	53万円※
低所得者Ⅱ 住民税非課税世帯に属する方	11,000円 外来年間上限は96,000円	25,700円 B の4回目以降24,600円	29万円
低所得者Ⅰ 住民税非課税世帯で世帯の所得が 一定基準(年金収入82万6,500円 以下等)以下の方	8,000円	15,700円	18万円

※年収約200万円未満であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

高額療養費制度の見直しに係るQ&A

Q 高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A 原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等をご用意いただくか、保険者に申請を行う必要があります。

なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、保険者から償還払いにより支給されます。